

○経済産業省令第四十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十九条第一項、第四十八条第一項及び第一百六条の規定に基づき、電気関係報告規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月一日

経済産業大臣 枝野 幸男

電気関係報告規則等の一部を改正する省令

（電気関係報告規則の一部改正）

第一条 電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表以外の部分中「第四号まで」の下に「、第五号の二」を加え、同条の表中第五号の次に次の一号を加える。

五の二 水質汚濁防止法第五条第三項に規定する 有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指

当該変更に係る事項

定施設」という。)に該当する電気工作物を設置する場合又は有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物の使用の方法若しくは当該施設において貯蔵される同法第二条第二項第一号に規定する有害物質(第十二号の二において「有害物質」という。)に係る搬入若しくは搬出の系統を変更する場合

第四条の表第六号を次のように改める。

六 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第三条第一項の規定により指定された地域内に設置された発電所又は変電所、開閉所若しくは

これらに準ずる場所の電気工作物であつて、同法第二条第一項の特定施設に該当するものの使用の方法を変更する場合（当該変更が電気工作物の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。）

第四条の表第七号の届出期限の欄中「三十日以内」を「、第十二号の二に掲げる場合にあつては電気工作物が有害物質使用特定施設（第十二号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設となつた日から三十日以内」に改め、同表第十二号の届出を要する場合の欄中「汚水等を排出する」を「排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる」に改め、同号の届出事項の欄中「構造」の下に「、設備（当該特定施設が水質汚濁防止法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設に該当しない場合又は同法第五条第二項の規定に該当する場合を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

<p>十二の二 現に設置している電気工作物が有害物質使用特定施設（前号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設となつた場合</p>		<p>有害物質使用特定施設（前号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用の方法並びに当該施設において製造され、使用され若しくは処理され又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統</p>
--	--	--

第四条の表第十六号及び第十七号の届出を要する場合の欄中「第四号」の下に「第五号の二」を加える。

(電気事業法施行規則の一部改正)

第二条 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三の一の下欄中「騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の
「騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第三
特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書」を
水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質

条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する
貯蔵指定施設を設置する場合は、有害物質貯蔵指定施設に関する説明書

説明書

に改め、「振動規制法」の下に「(昭和五十一年法律第六十四号)」を加え、「ダイオキシン類
」
対策特別措置法」の下に「(平成十一年法律第五号)」を加える。

別表第四の一の上欄中「(昭和四十三年法律第九十七号)」を削り、同表の四の上欄中「(平成十一年
法律第五号)」を削り、同表の五の上欄中「(昭和四十五年法律第三十八号)」を削り、同表の五の
下欄中「構造」の下に「設備(当該廃ガス洗浄施設が同法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施

設に該当しない場合又は同法第五条第二項の規定に該当する場合を除く。」を加え、「水質汚濁防止法第四条の五第一項」を「同法第四条の五第一項」に改め、同表の八の上欄中「(昭和二十四年法律第七十号)」を削り、同表の八を同表の九とし、同表の七の上欄中「(昭和五十一年法律第六十四号)」を削り、同表の七を同表の八とし、同表の六の上欄中「(昭和四十三年法律第九十八号)」を削り、同表の六を同表の七とし、同表の五の次に次のように加える。

六 水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物を設置する事業場の電気工作物に係る工事

水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物の設置又は改造であつて、構造、設備、使用の方法又は当該施設において貯蔵される同法第二条第二項第一号に規定する有害物質(以下「有害物質」という。)に係る搬入若しくは搬出の系統の変更を伴うもの

別表第五の一の(八)を同表の一の(九)とし、同表の一の(七)を同表の一の(八)とし、同表の一の(六)を同表の一の(七)とし、同表の一の(五)の次に次のように加える。

(六) 水質汚濁

1 有害物質貯蔵指定施設の種類、有害物質貯蔵指定施設

<p>防止法第五条第 三項に規定する 有害物質貯蔵指 定施設</p>	<p>容量及び個数並びにその施設にお いて貯蔵される有害物質に係る搬 入及び搬出の系統</p>
<p>に関する説明書</p>	

(電気設備に関する技術基準を定める省令の一部改正)

第三条 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改める。

第三条第一項中「第十九条第八項」を「第十九条第十三項」に改める。

第十九条第四項中「有害物質使用特定施設」の下に「（次項において「有害物質使用特定施設」という。

）」を、「特定地下浸透水」の下に「（次項において「特定地下浸透水」という。）」を加え、「第八条

」を「第八条第一項」に改め、同条中第十三項を第十五項とし、第五項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の二項を加える。

5 発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置する有害物質使用特定施設は、水質汚

濁防止法第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しなければならない。ただし、発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から特定地下浸透水を浸透させる場合は、この限りでない。

6 発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置する水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設は、同法第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置している水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設（同法第五条第二項に該当する場合を除き、設置の工事をしていない場合を含む。）及び同法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（設置の工事をしていない場合を含む。）については、この省令の施行の日から起算して三年を経過するまでの間は、この省令による改正後の電気設備に関する技術基準を定める省令第十

九条第五項及び第六項の規定は、適用しない。